

帝塚山大学 平成 29 (2017) 年度

再入学要項

1. 募集学部・学科

学部	学科
文学部	日本文化学科
	文化創造学科
経済学部	経済学科
経営学部	経営学科
法学部	法学科
心理学部	心理学科
現代生活学部	食物栄養学科
	居住空間デザイン学科
	こども学科

※ 上記以外の学部・学科は組織が改編されたり、募集が停止となっているため出願できません。学部・学科の名称が変更となっている場合は、別途相談してください。

2. 出願資格

次の全てを満たす者

- (1) 願出により本学を退学した者あるいは学則第 31 条第 1 号の規定により除籍された者
- (2) 退学または除籍された日の属する年度及び次年度以降 3 年間以内の者
- (3) 過去に再入学をしたことのない者
- (4) 再入学のための事前相談をしている者

3. 入学の時期

- (1) 平成 29 (2017) 年前期から再入学を希望する場合
平成 29 (2017) 年 4 月 1 日 (土)
- (2) 平成 29 (2017) 年後期から再入学を希望する場合
平成 29 (2017) 年 9 月 28 日 (木)

4. 入学許可学部・学科、入学許可年次

退学前または除籍前に在籍していた学部・学科

退学または除籍になった学年が年次進行した再入学時の年次

5. 事前相談について

出願前に、在籍していた学部へ再入学試験出願希望の旨を必ず相談してください。
事前相談の上で、卒業の見通しがたつと判断された場合に出願が可能となります。

6. 出願期間

(1) 平成 29 (2017) 年前期から再入学を希望する場合

平成 29 (2017) 年 2 月 1 日 (水) ~24 日 (金) 持参もしくは郵送《必着》

(2) 平成 29 (2017) 年後期から再入学を希望する場合

平成 29 (2017) 年 8 月 1 日 (火) ~25 日 (金) 持参もしくは郵送《必着》

※ただし、夏期一斉閉鎖期間がありますので、本学ホームページで確認してください。

7. 出願書類 (事前相談後に教学支援課からお渡しします)

再入学願

8. 試験日・試験方法等

各学部の定める方法による。

9. 受験料

徴収しない。

10. 合格発表

(1) 平成 29 (2017) 年前期から再入学を希望する場合 :

平成 29 (2017) 年 3 月 15 日 (水) 付で郵送

(2) 平成 29 (2017) 年後期から再入学を希望する場合 :

平成 29 (2017) 年 9 月 20 日 (水) 付で郵送

11. 入学手続

再入学を許可された者は、以下に定める手続期間内に、再入学金 (100,000 円) 及び再入学当初の学期学費を納付してください。ただし、再入学金は退学または除籍後 1 年未満の間に再入学をした者は免除となります。

(1) 平成 29 (2017) 年前期から再入学を希望する場合

手続期間 平成 29 (2017) 年 3 月 17 日 (金) ~24 日 (金)

(2) 平成 29 (2017) 年後期から再入学を希望する場合

手続期間 平成 29 (2017) 年 9 月 22 日 (金) ~27 日 (水)

12. 諸注意

(1) 手続期間経過後の入学手続は、いかなる事情があっても一切認めませんので充分注意してください。

(2) いったん納付した学費、再入学金は、返付しません。

(3) 学費等は、原則として、退学前または除籍前に在籍していた学科入学時の学費金額が適用されます。

13. 問い合わせ

各学部の教学支援課にお問い合わせください。